

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年7月12日付けで行った公文書部分開示決定については、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1号に該当することを理由に氏名を不開示としたことは妥当ではなく、開示・不開示について改めて判断すべきである。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年7月7日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「別紙77号のとおり」として、次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
  - ア 上小島の県道北側、下小島東端までも含め、全部の計画区域の従前地の所有者、地番、面積を表示した「県営土地改良事業小島地区（担い手育成畑地帯総合農地整備事業）一時利用地指定図」縮尺1000分の1
  - イ 従前地の地番区画の上に面整備工事（最終時点）を重ねてある「畑地帯総合農地整備事業 現況計画平面図」
- (2) これに対し実施機関は、上記ア及びイに係る公文書として、県営土地改良事業小島地区 ①平成17年度 一時利用地指定図（下小島）、②平成21年度 一時利用地指定図（上小島）の2文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成25年7月12日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成25年7月30日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年9月6日に実施機関から条例

第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成25年10月26日付けで申立人から意見書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成25年11月1日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

氏名を不開示とした本件処分を取り消し、全部開示すべきである。

(2) 異議申立ての理由

(ア) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）

第5条ただし書口「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するので不開示としてはならない。

(イ) 県営事業にあっても、開示を求めている文書は準用される土地改良法第29条第1項の「事業に関する書類」にあたるので、個人情報であっても開示を拒めない。

(ウ) 開示請求している2つの文書は、換地計画の一部を構成し、法令で関係者に周知されるべきもので秘匿にする性質のものではない。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 部分開示とした理由について

本件対象文書は、換地処分を行う前の一時的に利用する農地を指定したものである。本件対象文書に記載のある個人の氏名は、条例第10条第1号の不開示情報に該当するため、部分開示とした。

(2) 申立人の主張について

申立人は、情報公開法第5条ただし書口により、氏名が不開示となっていることは違法であると主張しているが、そもそも部分開示決定をしているのは条例による

ものであり、適用外の法律により違法性を主張していること自体理由のないものである。

また、土地改良法第29条第1項についても、同条項は土地改良区の理事を名宛人にした規定であるため、同条第4項を根拠とする開示の請求も同様に理由のないものである。

申立人は、本件対象文書は換地計画の一部と主張しているが、土地改良法第52条の5に掲げている定めるべき事項に含まれていない。また、土地改良法第5条第2項の規定に基づき公告する文書に該当しないので、法令で周知されるべき文書にはならない。土地改良法第29条第4項に規定する閲覧請求権も、閲覧できる者が土地改良区の組合員及び利害関係者に限られる。

したがって、法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、何人でも知り得る状態に置かれている情報ではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、一時利用地を指定する際に作成された一時利用地指定図である。一時利用地の指定目的及び方法並びに一時利用地指定図の作成目的及び使用用途は次のとおりである。

#### (ア) 一時利用地の指定について

一時利用地の指定は、土地改良事業を適正かつ円滑に実施するため、工事に着手してから換地処分までの間、従前の土地にあった使用収益関係を停止すると同時に、他の土地を従前の土地とほぼ同じ条件で耕作等の使用収益をさせることを目的として行われるものである（土地改良法第53条の5第2項から第6項までの規定を準用した第89条の2第6項の規定による）。

指定の方法は、一時利用地指定通知書により行われ、指定を受ける者に対し、該当する一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとされている。

#### (イ) 一時利用地指定図について

一時利用の指定がなされた場合、これに基づき、各筆毎に番号（仮地番）、地目、地積及び一時利用地の指定を受けた者の氏名を記載した一時利用地指定図（以下「指定図」という。）が作成される。

指定図は、公表することを目的として作成されるものではないが、一時利用地の指定を行う際の資料として、また、一時利用地の指定通知の際に、それぞれの一時利用地の位置関係等を確認するために、土地改良区の理事が、土地改良法第29条第1項の事業に関する書類として事務所に備え置き、指定を受けた者の閲覧に供しているものである。そのほか、土地改良法第29条第4項に基づき組合員及び利害関係者による閲覧請求の対象にもなっている。

(2) 実施機関の主張する不開示理由について

実施機関は、一時利用地の指定を受けた者の氏名を不開示としたが、その主な理由については、次のとおりである。

本件対象文書は、土地改良区の理事が事務所に備え付けることを義務づけられている「事業に関する書類」（土地改良法第29条第1項）であり、組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から閲覧の請求があつた場合には、正当の事由がある場合を除いて、閲覧を拒んではならない文書であるが（同条第4項）、利害関係者からの閲覧に止まり、一般にこれを公開の対象とするものではない。また、一時利用の指定は、換地計画において定めるべき事項（同法第52条の5）に含まれず、設立認可の申請をするにあたり公告する対象事項（同法第5条第2項）にも当たらない。したがって、本件対象文書に記載された氏名は、法令等又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、条例第10条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するため不開示としたものである。

(3) 本件対象文書に記載された氏名の個人情報該当性について

実施機関は、上記のとおり、本件対象文書に記載された氏名について条例第10条第1号本文に規定する個人情報に該当する旨主張するが、本件対象文書は、一時利用地の指定を受けた農地所有者の誰が、一時的にどの土地を使用し、収益を得るかという、一時利用地の使用収益権にかかる情報が記載されているものである。し

たがって、以下この点を踏まえ、一時利用地の指定を受けた者の氏名の個人情報該当性について判断する。

土地改良法第1条は、「この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。」と定めている。すなわち、農業を事業として営む者の生産性の向上等を目的として、土地改良事業は行われる。そして、この「農業を事業として営む者」とは、農地を耕作し、収益を得ている者であると解される。

また、一時利用地の指定は、土地改良事業の工事の間等においても土地の使用収益を可能にするために行われるものであり、一時利用地の指定を受けた者は、一時利用地において従前の土地とほぼ同じ条件で耕作等の使用収益をすることができる。

以上のことから、農地所有者又は耕作者で、農地について一時利用地の指定を受けた者は、一時利用地を耕作し、収益を得る、農業を事業として営む者であると位置づけられるところ、本件土地改良区においては農地所有者が農地について一時利用地の指定を受けていることから、これらの者は農業を事業として営む者である。

なお、近年、全国的に農地所有者の高齢化が進み、所有者であっても耕作者ではないケースが見られるようになってきている。本件土地改良区においても、自ら所有する農地を耕作せず、他の者に依頼しているケースが見られる。しかし、自ら耕作をせず、他の者に依頼している場合であっても、自己の所有する農地を使用し収益を得る権利や、税負担の違いなど、農地を所有していることに起因する様々な権利を有しており、その限りにおいて自ら耕作している者との差異はないことから、農地所有者で、農地について一時利用地の指定を受けた者は、農業を事業として営む者であると解するのが相当である。

また、前述のとおり、本件対象文書は、一時利用地の使用収益権にかかる情報が記載されているに過ぎないものであることも加味し、総合的に判断すると、本件対

象文書に記載されている氏名は、条例第10条第1号本文に規定する個人情報には該当せず、本文において除外されている「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と解するのが相当である。

ところで、本県の情報公開審査会答申（平成22年9月21日付け答申第157号）は、土地改良区設立認可申請書に添付された同意署名簿に記載されている氏名について、事業を営む個人の当該事業に関する情報ではなく、個人情報に該当するため不開示妥当と結論付けている。すなわち、同意署名簿は、土地改良法第3条に規定する資格を有する者としての個人が、土地改良区設立にあたり、同意・不同意という自己の内心を表明したものであるという点を踏まえ、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当しないと判断されたものであり、本件とは事案が異なるものである。

したがって、本件対象文書に記載されている氏名について、個人情報に該当すると判断した実施機関の判断は妥当ではなく、改めて不開示部分について条例に照らして判断すべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

尾崎康、野村武司、山本未来

#### 審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年 9月 6日	諮問を受ける（諮問第247号）
平成25年 9月 6日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成25年10月29日	申立人から意見書を受理

平成25年11月 1日	諮問庁から説明及び審議（第二部会第89回審査会）
平成25年11月22日	審議（第二部会第90回審査会）
平成25年12月20日	審議（第二部会第91回審査会）
平成26年 1月24日	審議（第二部会第92回審査会）
平成26年 2月21日	審議（第二部会第93回審査会）
平成26年 3月19日	審議（第二部会第94回審査会）
平成26年 4月 1日	答申（答申第195号）